

～健康診断は事業者の義務～

Q 小さな事業所でも従業員に健康診断を受けさせる義務はありますか？

A はい。健康診断は事業者の義務です。
事業者には、労働者を健康な状態で働かせるという安全配慮義務があります。

労働安全衛生法第66条では、雇用する労働者に対して1年に1回(深夜業を含む業務に常時従事する場合は、6カ月に1回)定期的に医師による健康診断を実施することを義務付けており、同時に労働者は事業者が行う健康診断を受けることが求められています。

【対象者】

- ① 期間の定めのない無期契約労働者
- ② 有期契約で1年以上雇用の見込みのある労働者
- ③ 1年以上雇用されている労働者で事業所の所定労働時間の4分の3以上働いている労働者(4分の3未満のパートタイム労働者については健康診断の実施が望ましいとされています)。

【事業者の義務】

- ① 健康診断にかかる費用負担
- ② 実施した健康診断の結果を遅滞なく労働者に報告
- ③ 健康診断の結果を5年間保管
- ④ 50人以上の労働者を雇用する場合、定期健康診断の結果を所定の書式で労働基準監督署に報告

労働安全衛生法では、健康診断を受診させていない事業者に対して、50万円以下の罰金を科しています(安衛法120条1項)

健康診断は、労働者が自分自身の健康状態の把握ができるだけでなく、事業所にとっても労働者の健康を管理し、健康安全に働いてもらうために必要なことです。

健康診断の結果によっては、安全管理の対策が必要不可欠になります。

慢性的な人手不足の中で、従業員の健康も経営の重要な要素となっております。

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

労働安全衛生法に基づく定期健康診断

対象者	常時使用する労働者 注) 特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)においては、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者 ※
健康診断項目	<ol style="list-style-type: none"> ① 既往歴及び業務歴の調査 ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤ 血圧の測定 ⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数) ⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ⑧ 血中脂質検査(LDL・HDLコレステロール、TG) ⑨ 血糖検査 ⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) ⑪ 心電図検査 注) ④について、雇入れ時健康診断においては、胸部エックス線検査のみとなっている。

※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 ホ 異常気圧下における業務
ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 ト 重量物の取扱い等重激な業務 チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ 坑内における業務 ニ 深夜業を含む業務 ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務 ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務 カ その他厚生労働大臣が定める業務